

平成 29 年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人 青谷福祉会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	平成 30 年 1 月 18 日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取市福祉部高齢社会課 事業者管理係 現担当課：鳥取市福祉部地域福祉課 指導監査室

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	利益相反取引については、法第 45 条の 16 第 4 項により、理事は理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならないとなっているが、一部の理事における取引の承認が行われていないので理事会で承認を得ること。なお、その理事会の決議については、貴法人定款第 26 条に則って行うこと。(法第 45 条の 16 第 4 項、法第 45 条の 14 第 4 項・第 5 項、貴法人定款第 26 条)	平成 30 年 3 月開催の理事会において、監査指摘事項について報告を行った。従来からの取引で、金額も少額であり、承認を受ける必要性の認識がなかった。次回、決算承認の理事会 (H30.5) で実績を含めて承認の決議を受けるようにする。
2	理事会及び評議員会への欠席が続く理事及び評議員が見られる。事務局は出席が可能なように日程調整を行い、それでも理事会及び評議員会への欠席が続くようであれば、理事会及び評議員会の改選について検討すること。	事前に電話連絡を行うなど日程調整については、留意している。引き続き、出席していただくように配慮は行っていく。
3	貴法人定款第 8 条の評議員の報酬等及び第 21 条の役員の報酬等について、旧評議員では決議され承認を受けているが、平成 29 年 6 月 23 日開催の新評議員会の議事録において、理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準について、平成 29 年 4 月 1 日施行の法改正により新たに選任された新評議員の決議を受けているものが見受けられなかった。(法第 45 条の 35、貴法人定款第 8 条、第 10 条、第 21 条)	旧評議員で決議がされているため、すでに承認がされたものを改めて新評議員の決議を受けなければならないという認識がなかった。次回の定時評議員会において、説明を行い決議を受けるようにする。

4	<p>貴法人経理規程第 24 条の収納した金銭の保管について、日々入金した金銭は、これを直接支出に充てることなく、収入後 7 日以内に金融機関に預け入れなければならないとなっており、利用料等の受入を現金出納帳に記録しているが、受入後 7 日を超えた金融機関への預け入れが散見された。ついては、経理規程に則って金融機関に期限内への預け入れを行うこと。</p> <p>(貴法人経理規程第 24 条)</p>	<p>毎週金曜日は入金日と決め、または一定の金額を超えたら (10 万円以上)、速やかに入金することをルールとし、適正な管理を行っていく。</p>
5	<p>貴法人経理規程第 32 条の月次報告について、会計責任者は、各拠点区分ごとに毎月末日における月次試算表を作成し、翌月 15 日までに統括会計責任者に提出しなければならないとなっているが、全月の作成日が遅延している。また、統括会計責任者への報告も遅延している月が見受けられる。ついては、経理規程に則って処理すること。(貴法人経理規程第 32 条)</p>	<p>毎月の経営委員会において、各事業所担当者には期限を守るように周知した。また、統括会計責任者も提出が遅れていれば、声を掛けるように留意していく。</p>
6	<p>貴法人経理規程第 52 条第 4 項の減価償却について、減価償却資産の耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数に関する省令」(昭和 40 年大蔵省省令 15 号) によるものとするとなっているが、平成 29 年 3 月 27 日購入の自動車(バイク)について、耐用年数 4 年で計上されている。普通自動車は 6 年となっているので修正されたい。(留意事項 17、貴法人経理規程第 52 条第 4 項)</p>	<p>平成 29 年度決算処理の残存価格から正しい耐用年数で償却をしていく。</p>